愛知地方最低賃金審議会

第 3 回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年10月9日(火) 午後3時45分~午後5時40分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 北大会議室

出席者

(公益代表委員) 長谷川部会長、小野木部会長代理、水野委員

(労働者代表委員) 松下委員、小松委員、船戸委員

(使用者代表委員) 古閑委員、佐藤委員、竹内委員

(事務局)高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、 大口賃金指導官、佐藤監督官、丹下賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

議事

〇大口賃金指導官

遅くなりまして申し訳ありません。ただ今より、第3回愛知県輸送用機械器具 製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.3及び机上配付として愛知県の資料について追加で配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

また、本日配付した資料No.1からNo.3は、前回配付したものと同じ内容のものとなります。

本日の専門部会は公開となっております。なお、傍聴、取材の申込みはありませんでしたことを併せて御報告させていただきます。

それでは以降の議事進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。よろしく お願いいたします。

〇長谷川部会長

はい、ただ今より第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告してください。

〇大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は3名の委員全員が御出席となっております。委

員定数9名中9名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数、全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

〇長谷川部会長

事務局より本部会は定足数を満たしている旨の御報告がありました。

それでは、議事を進めたいと思います。議題「(1) 令和6年度愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金の改正について」に入ります。

前回の専門部会におきましては、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。労働者側からは 69 円、使用者側からは 50 円の引上げ額の具体的な提示があり、労使双方の金額には 19 円の開きがあり、公益委員の考え方等も説明させていただき、各側でそれぞれ御検討をいただくようにお願いしておりました。本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側の考えをお伺いしたいと思います。

まず労働者代表委員お願いいたします。また、事前にいただいている質問内容と主旨を併せて御説明願います。

〇松下委員

はい、考え方は基本的に変わっておりませんので、将来輸送用機器が永続的に発展していくためには、まず付加価値に見合った賃金に少しでも近づけていこうという考え方と、今はプラス69円という額でしたけれども、どこまで話をして近づけていけるか、高い額で妥結できるかという話を今日進めていきたいと思っております。

〇船戸委員

今、松下委員からも言われたとおり、特定最賃の引上げに向けて金額等については言いませんけれども、今回投げかけさせていただきたい御質問としましては、企業側としても本当に皆様の中に特賃の引上げを求められている方がいらっしゃらないかというところでございます。その理由としましても、特賃の引上げというところが、価格転嫁の一理由になるというところもあるかと思いますので、そういった全体感を含めていろいろな視点をもって議論をさせていただければと思っております。以上です。

〇長谷川部会長

はい、それでは続きまして使用者代表委員お願いをいたします。今ありました、労働者側からの質問の回答も含めまして御説明をお願いいたします。

〇古閑委員

はい、質問の回答については我々も特にこういった調査をしたことがないものですから、本当に把握していないということになります。ただ、価格転嫁の話がありましたけれども、中小零細にとってはなかなか進んでいないといった状況ですし、あと原資、いわゆる労働に関しての原資についてもなかなか確保できていない状況ですので、厳しいと言わざるを得ないというところになります。

〇佐藤委員

御質問のところで考えることですが、働く人にとってなのか企業経営者にとってなのかというその質問の投げかけ方、どちらかよくわからないというところがあって、例えば働く人にとってということでいえば、我々はあくまでも、皆さん団体の代表ですけれども、私はあくまで個人の会社の代表者ということなので、中小企業全体を代表して言っているわけではなくて、あくまで個人的な意見ではありますけれども、基本的には働く人にとっては労務管理の基本でもあるんですけれども、やはり自分自身が評価された時、あるいは自分自身の仕事が会社にとって上司にとって評価された時に初めてその仕事に対して励みになるということではないかと思うんですね。その結果で賃金が上がればもちろん大きな励みになるとは思います。一方、最賃にしても地賃にしても特賃にしても一律自動的に賃金が上がっても、それはとても嬉しいことではあるでしょうけれども、モチベーションとしての励みになるとは思えないと考えます。

あと、会社にとっては当然計算上労務費が貸方勘定に増加して計上されますので、収益の圧迫要因以外のなにものでもないということになります。例えば働く従業員のモチベーションを上げて職場の活性化を狙うというのであれば、もう少し他の方法を考えるというのが我々の考え方ではないかと思います。以上です。

〇古閑委員

次に使用者側の考えの話になります。今回事務局さんにこの資料がありました のでこの資料をもとに考えを説明させていただきたいと思います。

この春季の賃上げ要求、妥結状況調査というところで、前回公益委員の方からもお話があって、輸送用機械器具のところの平均賃上げ率が 4.98 であるという話がありました。我々もこのあたりの話を検討して、会議次第の資料No.3 の 4ページ目ですね、先ほどの賃上げの引上げ率が 4.98 でしたので、そうしますと時間額が 1,078 円で引上額が 50 円、このラインで金額の話を進めていきたいと考えています。以上です。

〇長谷川部会長

はい。

〇松下委員

いいですか。

〇長谷川部会長

はい、双方何か御質問等がありましたら追加でお願いいたします。

〇松下委員

御用意していただいた資料について、私の方からも補足したいと思います。この賃上げ要求はあくまでも要求の回答の総額であって、その配分には関係しないものであります。私共が把握している内容としましては、この賃上げした金額に対して配分が初任給に多く配分されていると把握しておりますので、一律この4.8%が今回の特賃、最低額に適用されるものではないと思っておりますので、もしこの数字を使うのであれば、そちらの方の数字の方が妥当ではないかと思いますので、再度調査をお願いしたいと思います。

〇船戸委員

佐藤委員、ありがとうございました。労働力の対価という面でおっしゃっていただいたことはそのとおりかと思っています。いろいろな点で私たちも見つめてみないといけないところが、社会性の観点で、引き続きある社会性でいうと物価上昇もあれば、いま中にいて働いていらっしゃる方もこれから入ってきていただく新たな社員、仲間の方も含め、外国人もいま中国人からベトナム人に代わって、また入ってきてくださる外国人の質を嘆かれている経営者さんも自動車総連、加盟組合企業の中にはいらっしゃるというところもありまして、そのような観点で総合的に勘案していただく、またはそこについてのお考え等があればまた議論を深めていっていただければと思います。

〇長谷川部会長

はい、他にはなにかありますか。よろしいでしょうか。

(特になし)

〇長谷川部会長

ただ今、労使双方から御意見を伺いましたけれども、現状開きがあり一致には至っていないということです。あらかじめいただいた御質問については統計学的にはということなので、印象なりを一経営者としてお話いただいたということです。資料について労働者側の御意見も表明があったということです。

開きがあるようですので、一旦休憩して、個別の打合わせを行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(労使の了承を確認)

〇長谷川部会長

それでは、一旦、本部会を休会といたします。お願いいたします。

〇大口賃金指導官

事務局が御案内いたしますので、各代表委員の方は控室へ御移動をお願いします。

(個別の打合わせ)

(専門部会 再開)

〇長谷川部会長

長時間、労使それぞれ打合せ、ありがとうございました。

それでは専門部会を再開いたします。ただ今、個別の打合せにより労使双方からお考えを伺いました。各側より公益委員からの話を踏まえまして、改めて主張する金額、妥協点など御意見をお伺いしたいと思います。

まず労働者代表委員からお願いいたします。

〇松下委員

輸送用機器ですね、昨年から 72 円アップの 1,100 円で申入れさせていただきました。こちらが本当に私たちの思うこの産業の喫緊の状況と理解しておりましたが、やはり使側委員との話し合いの中で金額に隔たりがあるいうことで、公益委員の皆様方から助言をいただきながら話し合いをした結果、間は端折りますけれども、プラス 53 円の 1,081 円でいきたいと思っております。

但しというところで、来年に向けてのお願いを少しさせていただきたいと思います。今回の妥結における数字の作り方におきましては、私共、お互い労使で持ち込んだものでないデータで作られているというところが、やはり引っかかるところでありますので、来年からはお互い持ち込んだデータに基づいた金額で、三者で合意していきたいと思いますので、それに向けて来年のこの特定最賃の会議をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。

〇古閑委員

使用者側としては、中小零細にこの賃上げというのは大きな影響を与えますので、我々も慎重にいろいろと検討させていただきました。その中で公益委員の意見とか我々使用者側も皆さん資料に関しては、実をいうといただいた資料では本来であれば、輸送用機器、機械器具の平均賃上げ率を見たいところではあるのですが、製造業のところでという話がありましたので、これを踏まえて我々も金額的には、1,081 円、引上げ額 53 円ということで決めさせていただきます。

ただ、今回の 53 円というのは苦渋の判断ということになります。今後もこういった金額に関しては慎重に考えていきたいと思っています。以上です。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労使双方から、引上額 53 円で意見が一致となりました。1 時間 1,081 円をもって専門部会の報告といたします。ありがとうございます。それから、労使双方からお話のあったお互い持ち寄った資料によってというところですが、組合の状況、使用者側の企業の規模等の違いがありますけれども、まずは持ち寄ってという最初のたたき台ができたというところは今後もそういう形でやっていきたいと思いますし、お力及ばずだった点もあったかと思いますけれども、そこは今後の教訓としたいと思います。御意見、ありがとうございました。

それでは、報告書(案)の作成をお願いいたします。

(報告書(案)を作成後、全員に配付)

〇長谷川部会長

よろしいですか。それでは、事務局から報告書(案)を読み上げてください。

〇鈴木主任賃金指導官

それでは読み上げさせていただきます。

(案)

令和 6 年 10 月 9 日

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 徳良 殿

> 愛知地方最低賃金審議会 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 部会長 長谷川 ふき子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 適用する地域 愛知県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバ リ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1,081円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和6年12月16日

以上です。

〇長谷川部会長

報告書(案)について、何か御質問等ありますか。よろしいですか。

(特になし)

〇長谷川部会長

それでは、(案)を削除して、本専門部会運営規程第8条に基づき10月16日 開催予定の本審にて愛知地方最低賃金審議会会長へ報告することといたします。

本日は、第3回目の専門部会でしたが、熱心かつ丁寧に御審議をいただいた結果、全会一致で結審とすることができました。何よりもここにお集まりの皆様の御協力の賜物と心得ております。部会長として厚く御礼を申し上げます。本当に長時間にわたりありがとうございました。

次に結審に当たりまして、労働基準部長から御挨拶があります。

〇高橋労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、本当に御多忙の中、本審議に御参加いただきまして、熱心な議論をしていただき、誠にありがとうございます。

おかげさまで、全会一致ということで金額を改定することができました。こちらにつきましては、先ほど部会長からお話がありましたように、来週水曜日、

10月16日の地方最低賃金審議会で最終的に決定されることになりますが、当事務局といたしましては、新しい最賃額が円滑に発効されるよう引き続き努めて参りたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

〇長谷川部会長

続きまして、議題「(2) その他」です。各委員の皆様、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(特になし)

〇長谷川部会長

事務局から何か連絡があればお願いします。

〇鈴木主任賃金指導官

特にございません。

〇長谷川部会長

それでは、これで本日の審議を終了いたします。皆様、長時間本当にありがと うございました。重ねまして御礼を申し上げます。

(令和6年10月9日) 第3回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録